

## 公立鳥取環境大学外国人留学生規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第85号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則(以下「学則」という。)第56条に規定する外国人留学生の入学に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者(日本において、高等学校又は中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。)で、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)に学部学生として入学を許可された者をいう。

### (入学者の選考及び入学許可)

第3条 外国人で、学部学生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)があるときは、選考(書類審査、面接、その他本学の定める試験)を行い、入試委員会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可する。

### (入学資格)

第4条 学部学生として入学することのできる者は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

### (入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に別に定める入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業(修了)証明書
- (4) 顔写真、その他指定する書類

### (編入学、転入学、再入学)

第6条 外国人で本学に編入学、転入学又は再入学を志望する者は、前条の規定に準じて取り扱うほか、教務委員会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位数を換算し、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生については、学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。